

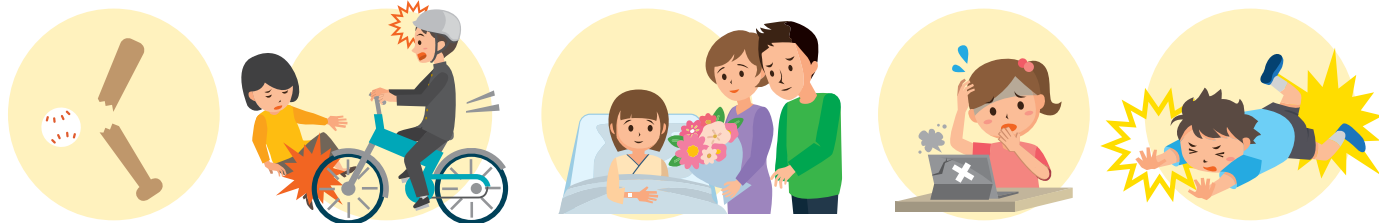
保険会社に変更となるため、すでに「鹿児島県PTA連合会総合保障制度」に加入済の方も改めての加入お手続きが必要となります!!

大切なお子さまを24時間、365日補償! 鹿児島県自転車条例対応

傷害総合保険

鹿児島県PTA連合会 総合保障制度

お子さまの毎日を安心して見守れる保険!! /



部活中に道具を壊した

病気で入院した

休み時間のケガ

自転車で他人にケガをさせた

PC・タブレットを壊してしまった!



スマホから簡単に
加入申込可能!

WEB申込締め切り日

4月30日 木

2026年5月1日午前0時から補償開始

適用される
割引率※ 最大
約47.5% 割引

団体割引:30%/過去の損害率による割引:25%
※割引率について:このパンフレットで案内している
保険商品の算出基準である保険料(加入者数20名
未満の団体における保険料)に対しての割合を示し
ます。適用される割引率は前年度の加入者数、過去の
損害率等に応じて決定します。次年度以降、割引率が
変更となる場合がありますので予めご了承ください。

© 鹿児島県ぐりぶー



LINE公式アカウント
総合保障制度なんでも相談LINE
お友達登録募集中

いつでも 気軽に 簡単に

気になること、LINEで聞ける



※[LINE]はLINEヤフー(株)の登録商標です。

3月4月は電話が大変込み合います。LINEアカウントからのお問い合わせをご推奨します。ぜひご利用ください。

新入生(小1・中1・高1)のみならず、小1~高3の全ての皆さまがご加入いただけます!

今回ご加入いただくと、高校卒業まで毎年自動更新されます。(私立中学校や県外転出など、鹿児島県PTA連合会外になった場合を除きます。)
※次年度以降、プラン変更をご希望の場合は、変更のお手続きが必要となります。/本パンフレットはお手元に大切に保管願います。

プラン選択

お子さまにあったプランを
見つけてください

24時間
365日
補償

基本補償

基本補償には
右の補償が付いています。



学校から借りた
ノート型PC・タブレットを
壊したら心配



学校で体育の授業中に
ケガをしないか心配



部活動やクラブチームで
ケガをしないか心配



食中毒に
かからないか心配



学校の窓ガラスを
割らないか心配



友達と遊んでいて
ケガをしないか心配



地震など災害で
ケガをしないか心配



朝礼中に熱中症に
ならないか心配

さらに

お子さまの 持ち物の補償 (携行品損害)

部活動や習い事を
している方におすすめ!



ゲーム機等



習い事道具



ノート型PC/タブレット



制服・ユニフォーム等

※自転車、携帯電話、スマートフォン、眼鏡・コンタクトレンズなどは補償の対象となりません。

必要

病気の補償

※通院の補償はございません。



病気で入院した



病気で手術した

必要

小学生

中学生

不登校が心配

はい

P1
プラン

いいえ

P2
プラン

高校生

P2
プラン

お子さまの毎日を
安心して見守れる保険!



チャート

他にも！

- お店の陳列品を壊さないか心配
- 友達にケガをさせないか心配
- 社会見学や職場体験先で物を壊さないか心配

育英費用

不慮の事故で子どもだけが残ったら…



自転車でぶつかって他人にケガをさせないか心配



自転車でころんでケガをしないか心配

赤枠の補償のみほしい方

小学生

中学生

高校生



はい

J1
プラン

不登校が心配

いいえ

J2
プラン

J2
プラン

携行品損害が不要な方

不要

小学生

中学生

高校生

不登校が心配

はい

E1
プラン

いいえ

E2
プラン

病気の補償が不要な方

不要

小学生

中学生

高校生

不登校が心配

はい

S1
プラン

いいえ

S2
プラン

詳しい補償内容は
次ページの
「プラン表」を
ご覧ください



プラン	対象	特徴	年間掛金(一時払い) 保険料+ 制度運営費250円
P1 プラン	小学生 中学生	左の図のすべての補償がついているよ	14,580円
P2 プラン	小学生 中学生 高校生	ケガ、病気、日常生活の損害賠償責任、携行品損害補償、救援者費用、弁護士費用がついているよ	13,480円
S1 プラン	小学生 中学生	ケガ、日常生活の損害賠償責任、携行品損害補償、救援者費用、弁護士費用、復学支援見舞金がついているよ	10,500円
S2 プラン	小学生 中学生 高校生	ケガ、日常生活の損害賠償責任、携行品損害補償、救援者費用、弁護士費用がついているよ	9,400円

プラン	対象	特徴	年間掛金(一時払い) 保険料+ 制度運営費250円
E1 プラン	小学生 中学生	ケガ、日常生活の損害賠償責任、救援者費用、弁護士費用、復学支援見舞金がついているよ	7,690円
E2 プラン	小学生 中学生 高校生	ケガ、日常生活の損害賠償責任、救援者費用、弁護士費用がついているよ	6,590円
J1 プラン	小学生 中学生	自転車でのケガや賠償、復学支援見舞金しかついていないよ	3,560円
J2 プラン	小学生 中学生 高校生	自転車でのケガや賠償しかついていないよ	2,460円

プラン表

補償期間 ①新規加入 2026年5月1日～1年間 ②中途加入 加入手続完了翌日～2027年5月1日まで

口座振替日 ①新規加入 ②中途加入 申込完了月の翌月27日

保険期間:1年 団体割引:30% 過去の損害率による割引:25% 職種級別:A級
入院保険金、手術保険金および通院保険金支払変更に関する特約 自転車傷害危険のみ補償特約(J1・J2プランのみ)セット

加入申し込みはコチラから



おすすめ

おすすめ

プラン名	P1 プラン	P2 プラン	S1 プラン	S2 プラン	E1 プラン	E2 プラン	J1 プラン	J2 プラン
復学支援見舞金 *1 (不登校学びの支援)	10万円	—	10万円	—	10万円	—	10万円	—
個人賠償責任補償保険 (1事故あたり支払限度額)	1億円	1億円	1億円	1億円	1億円	1億円	1億円	1億円
弁護士費用補償	併護士費用 (自己負担割合10%) 通算 100万円 限度						—	—
	法律相談・書類作成費用 (自己負担額1,000円) 通算 10万円 限度						—	—
育英費用補償 (一時金)	200万円	200万円	100万円	100万円	50万円	50万円	—	—
傷害補償	死亡保険金	230万円	230万円	150万円	150万円	60万円	60万円	800万円
	後遺障害保険金 (障害の程度によって)	死亡保険金の 4～100%	死亡保険金の 4～100%	死亡保険金の 4～100%	死亡保険金の 4～100%	死亡保険金の 4～100%	死亡保険金の 4～100%	死亡保険金の 4～100%
	入院保険金日額 (事故の発生日から180日以内)	3,000円	3,000円	2,500円	2,500円	2,000円	2,000円	5,000円
	手術保険金	入院中の手術:入院保険金日額の10倍 外来の手術:入院保険金日額の5倍						—
通院保険金日額 (事故の発生日から180日以内の90日限度)	2,000円	2,000円	1,500円	1,500円	1,000円	1,000円	3,000円	3,000円
被害事故補償 (本人)	500万円	500万円	500万円	500万円	100万円	100万円	500万円	500万円
熱中症危険補償	○	○	○	○	○	○	—	—
細菌性食中毒および ウイルス性食中毒補償	○	○	○	○	○	○	—	—
天災危険補償	○	○	○	○	○	○	—	—
救援者費用等補償	300万円	300万円	250万円	250万円	100万円	100万円	—	—
携行品損害補償 (自己負担額3,000円)	10万円	10万円	10万円	10万円	—	—	—	—
病気補償	疾病入院保険金日額 (180日限度)	3,000円	3,000円	—	—	—	—	—
	疾病手術保険金	入院中10倍 外来 5倍	入院中10倍 外来 5倍	—	—	—	—	—
	入院療養一時金支払 (ケガまたは病気にて60日以上 入院の診断が必要)	30万円	30万円	—	—	—	—	—
保険料	14,330円	13,230円	10,250円	9,150円	7,440円	6,340円	3,310円	2,210円
制度運営費 *2	250円	250円	250円	250円	250円	250円	250円	250円
1年分の掛金(一時払)	14,580円	13,480円	10,500円	9,400円	7,690円	6,590円	3,560円	2,460円

*1 復学支援見舞金(不登校学びの支援)制度は、鹿児島県PTA連合会独自の制度となります。

*2 制度運営費とは、この保険制度の運営上必要な費用(事務手続費用等)に充当するための費用です。

控除証明書に関するお問い合わせは

損害保険ジャパン株式会社 鹿児島支店鹿児島支社

TEL:099-812-7506 受付時間 平日9:00～17:00

※保険料のうち、疾病保険特約および入院療養一時金支払特約保険料については介護医療保険控除の対象となります。(2025年12月現在)
控除証明書が必要となる場合は、お手数ですが左記営業店までご連絡ください。10月頃より受付開始いたします。

※1 補償内容の詳細および保険金のお支払方法等の重要な事項は「この保険のあらまし(重要事項等説明書)」以降に記載されていますので、必ずご参照ください。
※2 記載の保険金額・保険料は加入者数10,000名以上に於いて計算しています。本団体契約の前年の加入者数が10,000名未満になった場合は保険料を据え置き、保険金額を調整させていただきます。また団体のご加入人数が10名を下回った場合は、この団体契約は成立しませんのであらかじめご了承ください。

NEW

補償内容

義務教育のお子さまのみ対象

おすすめ

補償の対象者
ご本人のみ

復学支援見舞金【不登校学びの支援】制度

鹿児島県PTA連合会では、誰にでも起こりうる可能性のある不登校となってしまった場合の、多様な学びの場の確保、復学を支援する制度を立ち上げました。

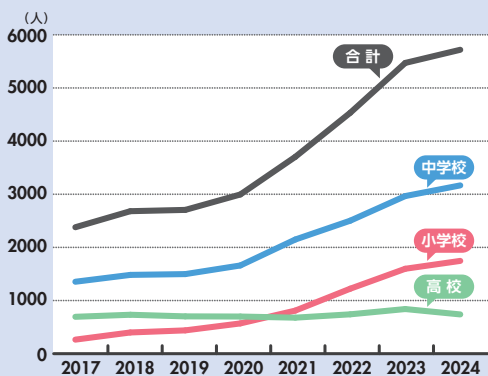
(P1、S1、E1、J1プランにご加入の場合に対象となります。ただし、2026年7月31日までのお申込みが必要となります。)



支援金制度の背景と概要

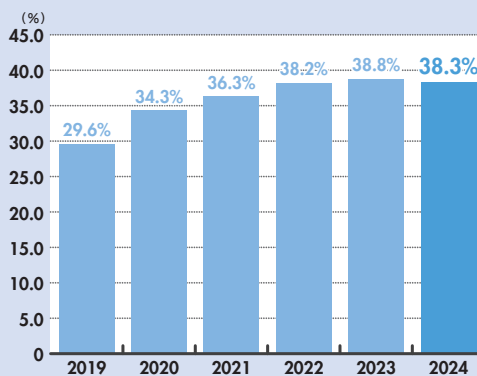
鹿児島県教育委員会の発表によると、令和6年度の県内公立学校における不登校児童生徒数は、小学校で1,756人、中学校で3,158人、高等学校で762人でした。不登校児童生徒数は7年連続で増加しています。一方で、文部科学省の公表データによると、不登校児童生徒のうち、学校内外で相談・支援を受けていない子どもは令和6年度の調査では全国で13万5,724人と、全体の約38%を占めています。

鹿児島県の児童生徒の不登校数推移



出典:令和6年度「児童生徒の問題行動・不登校等(鹿児島県公立学校)の状況について」

学校内外で指導を受けていない児童・生徒数(小・中学校)



出典:文部科学省令和6年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果

支援金について

一時金として10万円(定額)を給付します。

(支援金の支払い回数は小学校で1回、中学校で1回を限度とします)

- ※1 主な用途を、児童・生徒の復学および学校外での多様な学びの確保、学校以外の教育機会の確保・各種支援に資する事項へ利用することとします。
- ※2 支援金のお支払対象者は、義務教育(小学校・中学校・特別支援学校)のお子さまとさせていただきます。
- ※3 本制度ご加入時点で不登校となっている場合、支援金のお支払い対象外となります。



利用例

- ・復学に向けたカウンセリング費用
- ・学びの多様化学校などへの通学費用
- ・フリースクールの入会金・授業料
- ・自宅での通信学習費用
- など

お見舞金の給付対象となる場合

以下の①②の両方を満たす場合とします。



- ① 文部科学省の定める定義とする、何らかの心理的、情緒的、身体的、あるいは社会的要因・背景により児童生徒が登校しないあるいはしたくともできない状況にある状態により年間30日以上欠席した場合。ただし、病気や経済的な理由によるものは除きます。
- ② 在籍する学校指定のスクールカウンセラーおよび相談員等による専門的な相談を受けた場合。

詳細は「この保険のあらまし(重要事項等説明書)」のP.8以降の『鹿児島県PTA連合会 復学支援見舞金(不登校学びの支援)制度に関する規定』をご確認ください。

弁護士費用補償【国内補償※】

※日本国内の法令に基づき解決する
トラブルが補償対象となります。

次の法的トラブルにあったときの 弁護士費用をサポートします。

被保険者ご本人が遭遇されたトラブルが対象となります。

■人格権侵害※

- ・こどもがいじめにあい、登校拒否の状態になった。
- ・ソーシャルネットワーキングサービス(SNS)上でいわれもない誹謗中傷にあい、精神的苦痛を受けた。
- ・電車で痴漢被害を受けた。

※人格権侵害に関するトラブルの場合は、警察等の公的機関または学校等の相談窓口等への届出等を行い、その事実を客観的に証明できるトラブルにかぎります。



■被害事故

- ・路上歩行中に他人が運転する自転車に追突され、ケガをした。
- ・インターネット通販の会社から、本物といつわられて、偽物のブランド品を売りつけられた。



以下のようなトラブルは保険金のお支払いの対象になりません。



- ・自動車または原動機付自転車による被害事故に関するトラブル
- ・医療ミスによる被害事故に関するトラブル
- ・騒音、振動、悪臭、日照不足による被害事故または人格権侵害に関するトラブル
- ・借金の利息の過払金請求に関するトラブル
- ・顧客や取引先等から被った職務遂行上の精神的苦痛に関するトラブル

など

2つの保険金で気になる費用をしっかりサポートします。国内補償※

※日本国内の法令に基づき解決するトラブルが補償対象となります。

1 弁護士費用保険金

保険金額(保険期間1年間につき)

通算100万円 限度

弁護士等へのトラブル解決の委任を行うときに負担した弁護士費用を補償します。

■お支払いする保険金の額

1つのトラブルに関する
弁護士等への委任に
かかった費用

× (100% - 自己負担割合)

10%

2 法律相談・書類作成費用保険金

保険金額(保険期間1年間につき)

通算10万円 限度

弁護士等および行政書士へ法律相談・書類作成の依頼を行うときに負担した法律相談・書類作成費用を補償します。

■お支払いする保険金の額

1つのトラブルに関する
法律相談・書類作成に
かかった費用

自己負担額(免責金額)
1,000円



いずれの保険金も、弁護士等への委任または法律相談・書類作成依頼の前に、損保ジャパンの事前の同意が必要となります。



お支払い事例(被害事故に関するトラブル)

歩道で自転車に衝突され、左脚を負傷し、障害を負った。
 加害者に賠償請求しているが応じてくれないため弁護士に相談した。
 その後、弁護士に委任のうえ訴訟を提起し、最終的に満足のいく賠償金を受け取ることができた。

弁護士費用保険金のお支払い額 /

弁護士等への委任にかかった費用 **50万円**
 着手金 15万円、報酬金 35万円

$50万円 \times (100\% - 10\% (\text{自己負担割合})) =$
45万円

法律相談・書類作成費用保険金のお支払い額 /

法律相談・書類作成にかかった費用 **1万円**

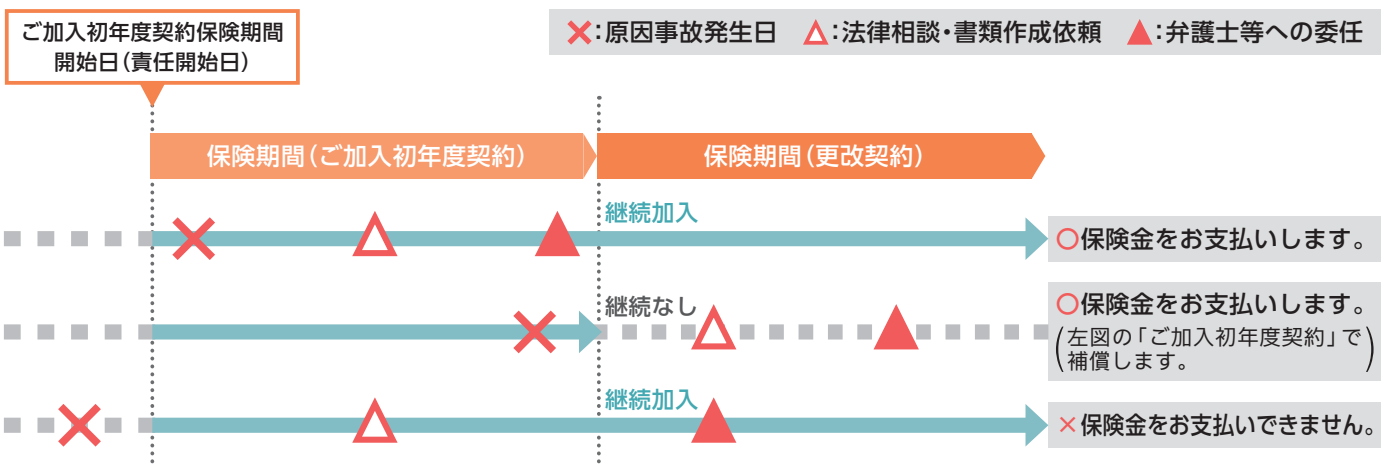
$1万円 - 1,000円 (\text{自己負担額}) =$
9,000円

合計 45万9,000円をお支払い

弁護士費用補償に関する保険責任について

- 保険期間中に原因事故が発生した場合に、保険金をお支払いします。
- 保険責任は保険期間開始日の午前0時に始まりますが、ご加入初年度の保険期間の開始時(中途加入の場合は中途加入時)より前に、保険金請求権者が原因事故の発生するおそれが生じたことを知っていた場合等は、保険金をお支払いできません。
- 同一のトラブルに起因して行われた一連の弁護士等への委任または弁護士等および行政書士への法律相談・書類作成依頼は、その回数または当事者の人数等にかかわらず、それぞれ1つの委任または相談・依頼とみなし、保険金が支払われる最初の委任または相談・依頼が行われた時に一連の委任および相談・依頼が行われたものとして、保険金の限度額を適用します。

【保険責任の開始(原因事故発生日と保険期間との関係)(イメージ図)】



他人に損害を
与えた場合



ご本人と
ご家族

個人賠償責任補償【国内外補償】

国内外を問わず日常生活において、他人にケガを負わせたり、他人のものを壊したり、国内で他人から借りた物や預かったもの(受託品)^{*1}を国内外で壊したり盗まれてしまった時など法律上の賠償責任を負った場合に保険金をお支払いします。日本国内での事故に限り、示談交渉は原則として損害保険ジャパンが行います。

※1 携帯電話、スマートフォン、自転車、コンタクトレンズ、眼鏡等は受託品に含みません。

※自動車およびバイク(原動機付き自転車を含む)での事故は補償対象外となります。



お子さま本人だけでなくご家族の方も対象です。

自転車条例に対応!

示談交渉サービス付! (日本国内のみ)

たとえば
こんな時

- ・自転車で他人にぶつかりケガを負わせた
- ・買い物中に商品を壊してしまった
- ・自宅で学校貸与のタブレットを破損した^{*}



※ご自身で所有しているタブレットは補償の対象外となりますのでご注意ください。
※物の賠償の場合、賠償額は時価額(損害発生した時点での価値価格)となります。

24時間365日の補償

学校内外、
休日のおケガも



ご本人のみ

ケガの補償【国内外補償】

部活動を含む校内や学校行事中の事故・交通事故・レジャー中の事故など日常の急激かつ偶然な外来の事故によりお子さまがおケガをした場合に保険金をお支払いします。

ケガによる死亡・後遺障害保険金、入院保険金(事故の発生日から180日以内)、通院保険金(事故の発生日から180日以内の90日限度)、手術保険金をお支払いします。



熱中症の補償

日射または熱射により身体に障害を被った場合に入院・通院・死亡・後遺障害・手術を補償

細菌性食中毒・ウイルス性食中毒の補償

細菌性食中毒またはウイルス性食中毒による入院・通院・死亡・後遺障害・手術を補償

天災危険の補償

地震・噴火またはこれらによる津波の事故でケガをした場合に、入院・通院・死亡・後遺障害・手術を補償

※ただし、自転車危険のみを補償するJ1・J2プラン加入の方は、いずれの場合でも手術保険金および上記の「熱中症の補償」「細菌性食中毒・ウイルス性食中毒の補償」「天災危険の補償」は対象外となります。



予期せぬ急な
ご病気にも



ご本人のみ

病気の補償【国内外補償】

お子さまが保険期間中にご病気を被り入院や手術をした場合、保険金をお支払いします。

(P1、P2プランにご加入の場合に対象となります)



病気	疾病入院保険金	お子さまが病気で入院された場合に保険金をお支払いします。 ※入院したとき180日の入院日数を限度に補償します。
	疾病手術保険金	お子さまが病気で手術を受けた場合に保険金をお支払いします。 入院中の手術 入院保険金日額の10倍 外来の手術 入院保険金日額の5倍
	疾病入院療養一時金	お子さまが病気で60日以上入院された場合に保険金をお支払いします。

事故により扶養者に
万一のことがあった場合



扶養者

育英費用の補償【国内外補償】

扶養者の方がケガにより死亡した場合、もしくは所定の重度後遺障害が生じた場合に保険金をお支払いします。

(P1、P2、S1、S2、E1、E2プランにご加入の場合に対象となります)



たとえば
こんな時

- ・扶養者が火事で死亡した
- ・扶養者が交通事故によるケガで重度後遺障害となる

自宅外で生徒本人の持ち物に
損害が発生した場合



ご本人のみ

携行品損害の補償【国内外補償】

お子さまご本人の持ち物が自宅外において偶然な事故によって損害を受けたり、盗まれた場合に保険金をお支払いします。

ご自身で所有しているノート型PC・タブレットも補償。

(P1、P2、S1、S2プランにご加入の場合に対象となります)

※自転車、サーフボード、携帯電話、スマートフォン、眼鏡・コンタクトレンズ、ペット、植物、手形その他の有価証券(小切手は含みません)、商品・製品等は補償の対象となりません。

※他人からの預かり品や置き忘れ・紛失は対象になりません。



たとえば
こんな時

- ・部活中に使用しているラケットが折れてしまった
- ・学校に持参した水筒を落として破損させてしまった



ご本人のみ

被害事故の補償【国内外補償】

犯罪、ひき逃げ等による被害事故等により、お子さまが死亡されたり所定の重度後遺障害が生じた場合に保険金をお支払いします。



オンラインでのお申し込み

あらかじめ、ご加入するプランをP3からお選びいただくとスムーズです。

スマートフォン・タブレットからお申し込みの場合 >>>

 **こちらの2次元コードよりアクセス!!**

2次元コードの読み取り方法

スマートフォンやタブレットで2次元コードを読み込むには、2次元コードリーダー（アプリ）が必要となります。
2次元コードリーダーがない場合には、Google Playからダウンロードしてください。



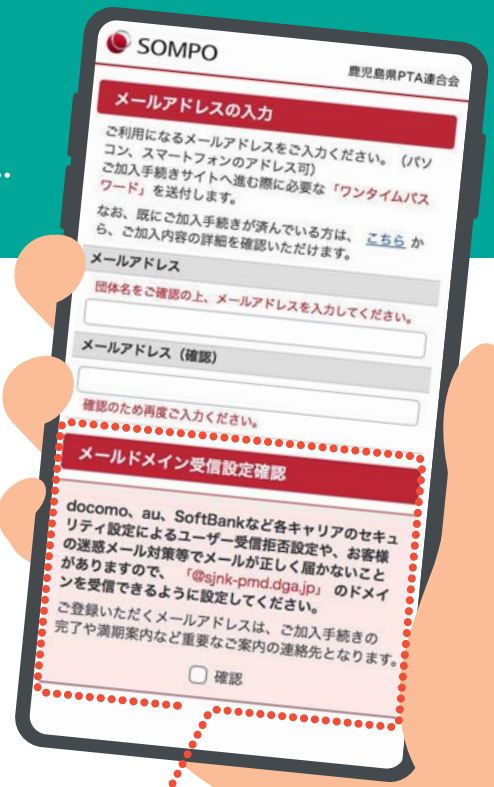
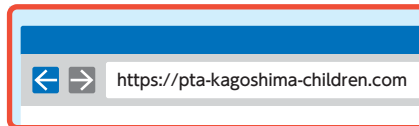
- ### iPhone (iOS11以降)の場合
- 標準カメラに2次元コードスキャン機能が追加されました。
AndroidなどiPhone以外でも、標準カメラのMenuから2次元コードスキャン機能を起動できる場合があります。
- 標準カメラを起動して2次元コードを撮影してください。
 - アクセスサイトが表示されるのでタップしてください。



※本ページ内における解説と、ご使用中のスマートフォンで実際に表示される文言とでは、ご使用中のOSのバージョン・機種によって画面の構成や操作手順が異なる場合があります。

パソコンからお申し込みの場合 >>>

アドレスバーに次のURLを入力してください。
https://pta-kagoshima-children.com



大切なお案内はご登録いただいたメールアドレスに送信させていただきますので、必ずご確認ください。

[@sjnk-pmd.dga.jp]のドメインを受信できるように設定してください。
お客様の迷惑メール対策設定によっては、「ワンタイムパスワード」が届かない場合があります。

ご加入内容の登録が完了したら >>>

ご加入内容の登録後、そのままインターネット上で口座をご登録いただけます。



お振替日について (オンラインでのお申し込みの場合)

- 口座からのお引き落とし日は、毎月25日までにご契約いただいた場合、翌月27日となります。
※27日が金融機関の休日の場合、その翌営業日となります。
- 前日までにご指定の口座へ掛金のご準備をお願いいたします。

ご利用になる金融機関をご選択の上、口座情報のご登録をお願いいたします。

インターネット口座振替 ご登録いただいた口座からお支払いが可能です。

お引き落とし確認後、数日以内にお支払い手続き完了メールが登録したメールアドレスに届きます。
以後、加入者証はWEB画面でいつでも確認できます。



⚠ 口座のご登録にあたってのご注意

- 各金融機関のサイト内で本人確認のためのお客さま番号・パスワード・暗証番号・生年月日・通帳最終記帳残高等の情報の入力が必要な場合があります。
- 金融機関によっては利用時間に制限のある場合がございます。
- 金融機関のWEBサイト内に関するご質問は、該当の金融機関へお問い合わせください。
- 一部WEB対応していない金融機関がありますので、ご注意ください。(例: JAバンク・漁業協同組合など)
- 収納代行サービス会社は三菱UFJニコス収納代行サービスとなります。

アクセス推奨環境について

スマートフォン(タブレット) iPhone/iPad OS…iOS17以降 ブラウザ…Safari Android OS…Android 14.0以降 ブラウザ…Chrome
パソコン Windows OS…Windows11以降 ブラウザ…Edge/Chrome/Firefox Mac OS…Sonoma 14.0 ブラウザ…Safari/Chrome

※iPhone/iPadのブラウザについて…ブラウザのバージョンはiPadでは確認できませんが、通常はOSのソフトウェアアップデートで自動的にバージョンアップされます。
※古いバージョンのOSおよびブラウザでは正常に動作しないことがありますので、最新版のインストールを推奨いたします。

保護者専用プラン

安心と信頼で選ばれ、
加入者急増中！



保護者の為の補償

※お子さまの保険ではありません

収入の減少や病気・ケガで働けなくなったときに備える補償



スマホ・PCで簡単手続き

保険期間 2026年5月1日 午後4時 >> 2027年5月1日 午後4時まで **自動継続あり**

申込締切 2026年4月30日
お申込みいただける方：鹿児島県PTA連合会に加盟する小学校・中学校・高等学校・特別支援学校の児童・生徒の保護者

手続き方法



スマートフォン・タブレットから

こちらの二次元コードからアクセス▶



パソコンから

取扱代理店HPからアクセス▶

アライアンス株式会社

検索

<https://pta-kagoshima-parents.com>

イメージ



STEP1 ログイン画面

IDとパスワードを入力して「ログイン」ボタンを押下します。

ID 加入者さまの携帯電話番号(ハイフンなし数字11桁)

PW 加入者さまの生年月日(西暦8桁)



STEP2 募集トップ画面

「お申込み手続き」ボタンを押下します。



※保険料とは別に毎月制度運営費*150円が発生します(1契約者ごと)

※継続して2ヵ月引き落としが出来なかった場合、残りの保険料を一括して払込みいただくことがあります。

※申込内容や口座引き落としに関して、Eメール、SMS、電話でご連絡させていただきます。

*制度運営費とは、この保険制度の運営上必要な費用(事務手数料費用等)に充当するための費用です。

必要な補償をお選びいただけます!

ご加入例

① 所得補償

(所得補償保険)

短期の収入減少
リスクに備えて

保険料

月々 **810円**

35歳男性職種級別1級の場合



基本保険金額 10万円/月
対象期間 1年
支払対象外期間 4日

② 団体長期障害所得補償

(団体長期障害所得補償保険)

長期に
働けなくなる
リスクに備えて

保険料

月々 **858円**

35歳男性の場合

最高保険金支払月額 10万円
対象期間 60歳満了
支払対象外期間 365日
精神障害拡張補償あり 対象期間2年



③ 医療補償

(医療保険基本補償特約、疾病保険特約セット団体総合保険)

保険料

月々 **1,070円**

35歳男性の場合



保険金額	疾病入院保険金日額	5,000円
	三大疾病診断保険金	100万円
	重度障害一時金	100万円
	疾病高度障害保険金	100万円

④ がん補償

(医療保険基本補償特約、がん保険特約セット団体総合保険)

保険料

月々 **340円**

35歳男性の場合



保険金額	がん診断保険金額	100万円
	がん入院保険金日額	10,000円
	先進医療等費用保険金	500万円

⑤ ケガの補償

(傷害総合保険)

保険料

月々 **1,010円**

職種級別A級の場合



保険金額	死亡・後遺障害保険金額	320万円
	入院保険金日額	5,000円
	通院保険金日額	2,500円

⑥ 介護補償 (40歳以上の方限定)

(医療保険基本補償特約、介護一時金支払特約セット団体総合保険)

一時金**300万円**タイプの場合
(100万円、200万円のタイプもあります。)

保険料

月々 **490円**

55歳男性の場合



保護者プランの詳しい補償内容はコチラ

① 所得補償

(所得補償保険)

病気またはケガによって働けなくなり、その期間が支払対象外期間の4日間を超えた場合に、最長1年間保険金をお支払いします。

※保険金額は、平均月間所得額の範囲内、かつ、加入限度口数以下で設定してください。

② 団体長期障害所得補償

(団体長期障害所得補償保険)

病気またはケガで働けなくなり、その期間が支払対象外期間の365日間を超えた場合に、最長満60歳の誕生日まで長期間にわたり保険金をお支払いします。

※加入時に満55歳以上の方は支払限度期間は3年間となります。
※精神障害による就業不能の場合、支払限度期間は最長2年間となります。

③ 医療補償

(医療保険基本補償特約、疾病保険特約セット団体総合保険)

保険期間中に疾病を被り入院した場合に次の保険金をお支払いします。

疾病入院保険金	病気入院された場合に、120日を限度に保険金をお支払いします。
疾病手術保険金	病気で手術を受けた場合にお支払いします。 入院中の手術:入院保険金日額の10倍 通院中の手術:入院保険金日額の5倍
三大疾病診断保険金	次のいずれかに該当した場合にお支払いします。 ・初めて「がん」と診断確定された場合 ・がんが完治後、再発、転移した場合 ・がんが新たに生じた場合 ・急性心筋こうそくまたは脳卒中を発病し、入院を開始した場合

※その他の特約については「この保険のあらまし」P3～P4をご確認ください。

④ がん補償

(医療保険基本補償特約、がん保険特約セット団体総合保険)

保険期間中にがんと診断確定された場合に次の保険金をお支払いします。

がん診断保険金	【1回目】初めて「がん」と診断確定された場合に一時金をお支払いします。 【2回目以降】「がん」と診断確定され、その治療を直接の目的として入院を開始された場合に一時金をお支払いします。 ※2回目以降の診断保険金は、保険金の支払事由に該当した最終の日からその日を含めて2年以内に該当した支払事由については保険金をお支払いしませんが、保険金の支払事由に該当した最終の日からその日を含めて2年経過した日の翌日にがんの治療を直接の目的として継続して入院中の場合は、お支払いします。
入院保険金	「がん」の治療のため入院された場合にお支払いします。
がん手術保険金	「がん」の治療のために手術を受けられた場合、入院中の手術は入院保険金日額の10倍、外来の手術は入院保険金日額の5倍をお支払いします。 ※一部の軽微な手術は対象外となります。

※その他の特約については「この保険のあらまし」P5～P6をご確認ください。

⑤ ケガの補償

(傷害総合保険)

日常の急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされた場合に次の保険金をお支払いします。

死亡・後遺障害保険金	ケガにより事故の発生から180日以内に死亡したり後遺障害が生じた場合にお支払いします。
入院保険金	ケガで入院した場合に、1,000日を限度にお支払いします。
手術保険金	ケガで手術を受けた場合にお支払いします。
通院保険金	ケガにより事故の発生から1,000日以内に通院された場合に、90日を限度にお支払いします。

⑥ 介護補償 (40歳以上の方限定)

(医療保険基本補償特約、介護一時金支払特約セット団体総合保険)

以下のいずれかの場合に一時保険金をお支払いします。

- 公的介護保険制度において要介護2から5のいずれかに該当すると認定された場合
- 所定の要介護状態に該当し、その状態が該当した日からその日を含めて90日を超えて継続した場合

※お支払いは1回限りとなります。

補償内容の詳細および保険金のお支払方法等重要な事項は、「この保険のあらまし(重要事項等説明書)」に記載されていますので、必ずご参照ください。

保護者プラン保険料

保険期間 1年

団体割引 | 30%

過去の損害率による割引 | 25%

(傷害総合保険・所得補償保険のみ)

①所得補償保険					②団体長期傷害所得補償		③医療保険		④がん保険		⑥介護保険		
基本 保険金額	10万円				支払基礎 所得月額	10万円		疾病入院保険金日額 5,000円	がん診断保険金額 100万円	介護一時金			
対象期間	1年				最高保険金 支払月額	1年		支払限度日数 120日	がん入院保険金日額 1万円	100万円 200万円 300万円			
支払対象外 期間	4日				対象期間	60歳満了		三大疾病診断保険金額 100万円	先進医療等費用補償 500万円				
					支払対象外 期間	365日		重度障害保険金額 100万円					
							疾病高度障害保険金額 100万円						
年齢	月払保険料(円)				月払保険料(円)		月払保険料(円)	月払保険料(円)	月払保険料(円)				
	職種級別				男性	女性							
	1級	2級	3級	4級									
5~9歳							610	150					
10~14歳							610	150					
15~19歳	330	380	440	540	615	423	610	150					
20~24歳	480	550	650	790	636	554	610	150					
25~29歳	530	610	720	880	703	728	780	150					
30~34歳	660	760	890	1,090	858	1,060	920	240					
35~39歳	810	930	1,090	1,330	1,241	1,653	1,070	340					
40~44歳	1,000	1,150	1,350	1,650	1,694	2,204	1,300	450	20	40	50		
45~49歳	1,180	1,350	1,590	1,940	2,006	2,396	1,720	830	40	80	120		
50~54歳	1,350	1,550	1,820	2,230	2,016	2,127	2,250	1,330	80	160	230		
55~59歳	1,440	1,660	1,940	2,370			3,190	1,870	170	330	490		
60~64歳	1,470	1,690	1,990	2,430			4,360	2,550	330	650	970		
65~69歳	1,470	1,690	1,990	2,430			6,080	3,740	550	1,100	1,650		
70~74歳							8,770	4,650	1,170	2,340	3,510		
75~79歳							11,730	5,460	2,450	4,900	7,350		

(円)

⑤傷害総合保険

補償内容	本人型		夫婦型		家族型	
	職種級別		職種級別		職種級別	
	A級	B級	A級	B級	A級	B級
死亡・後遺傷害(本人)	320万	320万	280万	280万	280万	280万
入院日額(本人)	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000
通院日額(本人)	2,500	2,500	2,500	2,500	2,500	2,500
死亡・後遺傷害(配偶者)			280万	280万	280万	280万
入院日額(配偶者)			5,000	5,000	5,000	5,000
通院日額(配偶者)			2,500	2,500	2,500	2,500
死亡・後遺傷害(親族)					280万	280万
入院日額(親族)					5,000	5,000
通院日額(親族)					2,500	2,500
月払保険料	1,010	1,510	1,900	2,380	3,550	4,030

※①所得補償保険:天災危険補償特約セット ②団体長期障害所得補償保険:天災危険補償特約、精神障害拡張補償特約セット

⑤傷害総合保険:天災危険補償特約 特定感染症危険「後遺障害保険金、入院保険金および通院保険金」補償特約セット

・保険料は、保険始期日(中途加入の場合は、中途加入日)時点の満年齢によります。

・契約は1年ごとの更新となりますので、更新加入の保険料は、更新時の保険始期日時点の満年齢による保険料となります。

・本保険(傷害総合保険を除く)は介護医療保険料控除の対象となります。(2025年12月現在)

加入に関するご案内

保険期間 2026年5月1日(午前0時) ▶ 2027年5月1日(午後4時)まで1年間

申込締切日 2026年4月30日

保険の対象となる方(被保険者)について

「保険の対象となる方(被保険者)ご本人*」としてご加入いただける方 鹿児島県PTA連合会に加盟する各小、中学、高校の児童・生徒に限りります。

保険の対象となる方(被保険者)の範囲 それぞれの基本補償について、保険の対象となる方(被保険者)は、以下のとおりです。

	傷害補償、携行品、救護者費用、弁護士費用等	個人賠償責任保険
ご本人*	○	○
ご本人*の配偶者	—	○
ご本人*またはその配偶者の同居の親族	—	○
ご本人*またはその配偶者の別居の未婚の子	—	○

保険の対象となる方の続柄は、損害の原因となった事故発生時におけるものをいいます。

個人賠償責任については、ご本人*が未成年者または責任無能力者の場合、親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わってご本人*を監督する方(ご本人*の親族にかぎります。)。ただし、ご本人*に関する事故にかぎります。

また、ご本人*以外の上表の保険の対象となる方が責任無能力者の場合、親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わって責任無能力者を監督する方(その責任無能力者の親族にかぎります。)。ただし、その責任無能力者に関する事故にかぎります。

※加入時にお子さま(被保険者)情報入力欄にお名前を入力された方を指します。

育英費用については、あらかじめ扶養者を指定し、扶養者のお名前を加入依頼書等の「被保険者の扶養者」欄に記入してください。

扶養者としてご指定できる方は、原則として、被保険者と同居されている親権者のうち、そのご家族の生計を主として維持されている方(収入の最も多い方)にかぎります。

「保険の対象となる方(被保険者)について」における用語の解説

1) 配偶者: 婚姻の相手方をいい、内縁の相手方*1および同性パートナー*2を含みます。

※1 内縁の相手方とは、婚姻の届出をしていないために、法律上の夫婦と認められないものの、事実上婚姻関係と同様の事情にある方をいいます。

※2 同性パートナーとは、戸籍上の性別が同一であるために、法律上の夫婦と認められないものの、婚姻関係と異なる程度の実質を備える状態にある方をいいます。

(注) 内縁の相手方および同性パートナーは、婚姻の意思(同性パートナーの場合は、パートナー関係を将来にわたり継続する意思)をもち、同居により婚姻関係に準じた生活を営んでいる場合にかぎり、配偶者を含みます。

2) 親 族: 6親等内の血族、配偶者または3親等内の姻族をいいます。

3) 未 婚: これまでに婚姻歴がないことをいいます。

今回新規加入された場合の来年度以降の更新手続きについて

本団体契約では、自動更新方式を採用しています。したがって、今回新規にご加入いただいた方の来年度以降の更新につきましては、ご加入者の方からのお申し出または保険会社からの連絡が無い限り、契約者である鹿児島県PTA連合会は「更新のご案内」に記載の掛金(保険料等)・補償内容にて保険会社に保険契約を申し込みます。

加入にあたってのご注意

ご加入後、住所変更、転校、扶養変更等加入内容に変更が生じた場合には、すみやかに取扱代理店または引受保険会社へご連絡願います。

この保険契約は、鹿児島県PTA連合会を保険契約者とし、鹿児島県PTA連合会会員の各小、中学、高校の児童生徒を被保険者とする団体契約です。

したがって、保険証券を請求する権利、保険契約を解約する権利等は原則として鹿児島県PTA連合会が有します。

このパンフレットは傷害総合保険の概要についてご紹介したものです。ご加入にあたっては、必ず「この保険のあらまし(重要事項等説明書)」をよくお読みください。なお、約款はご契約者である団体の代表者にお渡しする予定です。必要に応じ団体までご請求ください。また、パンフレットには、ご契約上の大切なことがらが記載されていますので、ご一読のうえ、加入者証とともに保険期間の終了時まで保管してご利用ください。ご不明な点等がある場合には、取扱代理店までお問い合わせください。

取扱代理店は引受保険会社との委託契約に基づき、お客さまからの告知の受領、保険契約の締結・管理業務等の代理業務を行っております。したがって、取扱代理店とご締結いただいて有効に成立したご契約につきましては、引受保険会社と直接契約されたものとなります。また、この保険契約は、保険会社による共同保険契約であり、損害保険ジャパン株式会社が他の引受保険会社の代理・代行を行います。各引受保険会社は、「この保険のあらまし(重要事項等説明書)」に記載の引受割合に応じて、連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。引受割合につきましては、団体窓口にご確認ください。

<告知の大切さについてのご説明> ○告知画面はお客さま(保険の対象となる方)ご自身がありのままご入力ください。

※口頭でお話し、または資料提示されただけでは告知していただいたことにはなりません。

○告知の内容が正しくないと、ご契約の全部または一部が解除になり保険金がお受け取りいただけない場合があります。

※「ご加入に際して、特にご注意いただきたいこと(注意喚起情報のご説明)」を必ずお読みください。

掛金(保険料等)引落不能の場合について

万一、引落日に年間掛金(保険料等)が引落不能の場合にはご通知いたします。もし、期日までにお支払いいただけない場合は、保険期間が始まった後でも事故に対して保険金をお支払いできませんので、ご注意ください。また、保険契約者である鹿児島県PTA連合会は、引受保険会社に脱退の申し込みをいたしますので、あらかじめご了承ください。

育英費用補償特約について

育英費用は、扶養者が扶養不能状態になった場合には、その事実が発生した時に失効します。

「この保険のあらまし(重要事項等説明書)」を下記のいずれかの方法で必ずご確認ください。

WEBによる確認をご希望の場合には右記の2次元コードを読み取りください。



アプリも



プランナー

書面による提供をご希望の場合には

TEL.050-5433-9125までご連絡ください。

●「この保険のあらまし(重要事項等説明書)」には「保険金をお支払いできない主な場合」「告知・通知義務」等が記載されておりお読みいただくことが必要ですので、加入申込みを行う際には、必ず「この保険のあらまし(重要事項等説明書)」(契約概要のご説明・注意喚起情報のご説明)をご確認し、同意のうえお申込みください。

●「この保険のあらまし(重要事項等説明書)」には、保険金をお支払いする主な場合・お支払いする保険金・保険金をお支払いしない主な場合が記載されています。

サービスのご案内



SOMPO 健康・生活サポートサービス

SOMPO 健康・生活サポートサービスは、鹿児島県PTA連合会総合保障制度にご加入いただいた皆さまがご利用いただける各種無料の電話相談サービスです。

<input type="checkbox"/> 健康・医療相談サービス	<input type="checkbox"/> 医療機関情報提供サービス	<input type="checkbox"/> 専門医相談サービス(予約制)
<input type="checkbox"/> メンタルヘルス相談サービス	<input type="checkbox"/> 介護関連相談サービス	<input type="checkbox"/> 法律・税務・年金相談サービス(予約制)
<input type="checkbox"/> 人間ドック等検診・検査紹介・予約サービス	<input type="checkbox"/> メンタルITサポート (WEBストレスチェックサービス)	<input type="checkbox"/> こどものお悩みホットライン

※1本サービスは損保ジャパンのグループ会社およびその提携業者がご提供します。※2ご相談の際には、お名前、ご加入者番号等をお聞きすることがございますのでご了承ください。※3ご利用は日本国内からに限ります。※4本サービスは予告なく変更または中止する場合がありますので、あらかじめご了承ください。※5ご相談内容やお取次ぎ事項によっては、有料になるものがあります。※6ご利用いただく際は、取扱代理店までご連絡ください。※71回のご相談時間は30分までとし、頻回利用される場合はご利用回数制限をお伝えする場合があります。※8応対者の指名はできません。※9ご利用者がオペレーターや看護師等に対して脅迫的言動、誹謗、中傷、もしくは性的嫌がらせ等を行った場合、または業務を妨害する行為等が認められる場合には、利用制限および利用停止をさせていただきます。※10相談の回答はあくまでも一般的な健康や医療に関する情報提供を目的としており、診療行為その他医療行為を提供するものではありません。

相談できる弁護士が身近にいらなくても安心! 「弁護士紹介サービス」



保険金のお支払いの対象となる場合で弁護士の紹介をご希望のときは、担当の損保ジャパン保険金サービス課へご連絡ください。お客さまから依頼を受けた損保ジャパンが、日本弁護士連合会を通じて各地の弁護士会に弁護士紹介を依頼し、お客さまに弁護士をご紹介します。

※1「弁護士紹介サービス」および「被害事故・嫌がらせ相談窓口」サービスは損保ジャパンの提携業者がご提供します。※2ご相談の際には、お名前、ご加入者番号等をお聞きすることがございますのでご了承ください。※3ご利用は日本国内からにかぎります。※4本サービスは予告なく変更または中止する場合がありますので、あらかじめご了承ください。※5「弁護士費用補償」の保険金をお支払いする事由が発生した場合は、下記事故サポートセンターまたは取扱代理店までご連絡ください。

事故サポートセンター【受付時間】24時間365日 ☎0120-727-110

「被害事故・嫌がらせ相談窓口」

被害事故または人格権侵害への対応が必要な際に、お電話でご相談いただくことができるサービスです。警察OB・OG等トラブル対応の専門コンサルタントが、対応等についてアドバイスさせていただきます。

「弁護士費用補償」の保険金請求対象の確認や弁護士等への委任のご相談は対象外となりますので、※5に記載の事故サポートセンターまでご連絡ください。

保険金のお支払い方法等重要な事項は、「この保険のあらまし(重要事項等説明書)」に記載されていますので、必ずご確認ください。

不登校支援カウンセリングサービスの紹介

不登校時における児童生徒と保護者の不安に寄り添いサポートできる相談先と、不登校の未然防止に向け、右記のサービスをご紹介します。

✉ Mail info@futoukou119.or.jp

🔍 URL <https://www.futoukou119.or.jp/>



子ども向け補償制度等のご加入者

- 子どもが不登校にどうすれば? (保護者)
- 連休明け学校に行けなくなった (児童生徒(小学生~高校生))
- 子どもに合った選択肢が知りたい (子ども)



不登校未然防止・カウンセリング支援

- ① 初回のみ無料カウンセリング 100分
- ② 無料メール相談(カウンセリング利用に関するものに限り)
- ③ 無料メール講座 ※①~③のサービスは重複してご利用いただけます。

※本サービスは、業務提携先となる一般社団法人 不登校支援センターが提供するサービスを紹介するものです。

保険会社との間で問題を解決できない場合 [指定紛争解決機関]

損保ジャパンは、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。損保ジャパンとの間で問題を解決できない場合は、一般社団法人日本損害保険協会に解決の申し立てを行うことができます。

一般社団法人日本損害保険協会 そんぽADRセンター

おかけ間違いにご注意ください

☎ 0570-022808 通話料有料 受付時間:【平日】午前9時15分~午後5時(土・日・祝日・年末年始は休業)

詳しくは、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。 <https://www.sonpo.or.jp/>



もし事故にあわれたら

まず『加入者証』から「証券番号」と「加入者番号」をご確認ください

子どもプランは
コチラから



<https://sjnk-pmd.dga.jp/participation>

保護者プランは
コチラから



<https://ebz0901.sompo-japan.co.jp/D01A/?p=0/mLh+iN03YauwCshqPOwdrNuHsyPvlbTKdPetlhiEA=>

傷害・個人賠・疾病など復学支援見舞金以外の場合

電話
の場合

事故サポートセンター **0120-727-110** へお電話ください。

※IP電話等、無料回線を使えないときは0422-35-4219 (有料電話)

LINE
の場合

損保ジャパン
LINE公式
アカウントの
事故のご連絡
フォームへ
入力ください。



LINE友だち
登録は
こちらから



LINEで事故連絡をする

STEP1

当社ホームページの事故
トラブル連絡ページにある
LINE友だち追加ボタン
、もしくは左記の2次元
コードから、友だち追加
を行ってください。

LINEからも事故・トラブル
連絡が可能です



STEP2

当社公式アカウントメ
ニュー内の「チャット
受付」をタップし、自
動応答に沿って事故
情報を入力してくだ
さい。



STEP3

事故連絡完了
後、担当者から
の連絡をお待
ちください。



LINEで担当者とやり取りをする

※LINEで事故連絡をされた場合は、以下のSTEPは省略されます。

STEP1

担当者との初回連絡
後に、LINEのやり取り
を希望されるお客さ
まには、SMS(ショート
メール)で、当社公式
アカウント友だち追加
用のURLと認証キー
が送信されます。



STEP2

友だち追加後、
LINEのトーク
ルーム上に認証
キーと携帯電話
番号下4ケタを
入力ください。



STEP3

認証完了後、順次担当
者よりご連絡いたしま
す。その後のご連絡は
メニュー画面の「チャ
ット再開」または新着
メッセージの「チャ
ットへ」をタップい
ただければチャット
が可能です。



※「LINE」はLINEヤフー(株)の登録商標です。

復学支援見舞金の場合

事故のご連絡 下記代理店へご連絡ください。

アライアンス株式会社 鹿児島県PTA連合会総合保障制度係 **TEL:050-5433-9125**



問い合わせ先 (保険会社等の相談・苦情・連絡窓口)

【お問い合わせ先】

鹿児島県PTA連合会総合保障制度係

【取扱総代理店】アライアンス株式会社

〒892-0828 鹿児島市金生町7-8

050-5433-9125

(携帯電話のかけ放題に含まれる番号です。)
(ドコモ・AU・ソフトバンク確認済み)

(平日9:00~17:00) TEL:099-216-8877

【引受保険会社】

幹事会社

損害保険ジャパン株式会社 鹿児島支店鹿児島支社

〒890-0053 鹿児島県鹿児島市中央町11 鹿児島中央ターミナルビル6F

TEL:099-812-7506 【受付時間】平日9:00~17:00(土日祝除く)

非幹事会社

AIG損害保険株式会社 / 東京海上日動火災保険株式会社